



ほろのべ

北緯45度のまち

第140号

- 発行 北海道幌延町議会
- 編集 議会報編集委員会
- 電話 01632-5-1111
- FAX 01632-5-2971

主な内容

一般質問（第5回定例会）	6～8
北海道町村議會議長会議会広報研修会	9
西天北五町衛生施設組合議会臨時議会	9
第5回まちづくり常任委員会	9～10
第5回定例会	10
令和6年度決算審査特別委員会	11～12
第6回臨時会	12
議会のうごき	12
トナカイ観光牧場視察	13
原子力機構報告会	13
編集後記	13



4氏が質問

一般質問 第5回定例会（9月16日）

地域の課題をとらえて

■ 植村 敦
 ■ 深澤 幸志
 ■ 佐藤 忠隆
 ■ 無量 谷 隆



上幌延地区で捕獲されたヒグマ

助言も受けられ、住民の安全確保が最優先。本町でもヒグマの出没が確認されており、備えが急務となっている。

制度。北海道からの支援や獣銃保有者資格者の育成支援対策を伺いたい。

町長 緊急銃獣制度の円滑な運用を図る必要があり、令和6年度から狩猟免許取得に係る経費の一部支援をしている。また、研修や実地訓練に要する経費など、

町長 令和7年9月に創設された「緊急銃獣制度」は、危険鳥獣が人々の生活圏に侵入し生命や身体に危害を及ぼす恐れがある場合、市町村長の判断で熟練した獣銃保有者が緊急対応できる

質問 緊急銃獣を定めた改正鳥獣保護管理法の内容を伺いたい。



植村 敦

- ・鳥獣対策保護管理法改正について
- ・生活環境の向上対策について

○鳥獣対策保護管理法 改正について

質問 品延町獣友会と関係機関を含めた研修や訓練が不可欠と考えるが。

町長 緊急銃獣の安全で効果的な実施に必要不可欠。地域の実情に即した効果的な研修や実地訓練などを関係各所と取り組む。

質問 緊急銃獣で出動要請したハンターに対する身分保障が明確でないが、どう考えているのか。

町長 現行制度では出動要請したハンターに対する法的責任や身分保障が明記されていない。これらの課題を補完する制度を整備する必要がある。